

年金 Q&A 年金相談室

前号(第79号(平成29年6月発行))では、遺族厚生年金の「遺族」に該当する方の要件についてご説明しましたが、「遺族」の要件に該当していても複数の年金受給権をお持ちの方は、遺族厚生年金の支給額の全部または一部が支給停止される場合があります。今号では、このような場合の受給方法についてご説明します。



Q 年金を受給していた配偶者が亡くなり、遺族厚生年金を請求しています。現在、私は64歳で自分の老齢厚生年金を受給していますが、年金の受給方法はどちらになりますか？

A 64歳である現在は、遺族厚生年金とご自身の老齢厚生年金のどちらを受給するか選択いただく必要があります。選択した方の年金が支給され、他方の年金は全額支給停止されます。

65歳以降は、老齢厚生年金の額を優先して受給することとなります。遺族厚生年金^注は、その年金額がご自身の老齢厚生年金の額を上回る場合に限り、差額分のみ支給されます。 

65歳以降に受給する遺族厚生年金の額

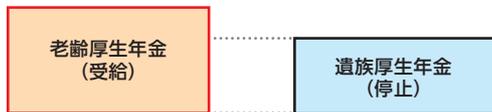
遺族厚生年金の額(配偶者の場合は^注の「ケース1」または「ケース2」により決定された額)が老齢厚生年金の額を上回った場合に限り、差額分が支給されます。

▶ ケース1 老齢厚生年金の額<遺族厚生年金の額



→ 老齢厚生年金の他に、差額分のみ遺族厚生年金が支給されます。

▶ ケース2 老齢厚生年金の額>遺族厚生年金の額

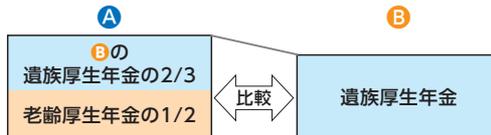


→ 老齢厚生年金のみを受給することになります。

^注 受給権者が配偶者(65歳以上)の場合

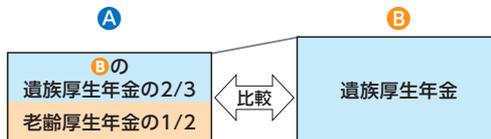
65歳以降に受給する遺族厚生年金の額は、**A**、**B**双方の年金額を比較し、いずれか高い方の額となります。

▶ ケース1 **A**の方が高い



→ **A**が新たな遺族厚生年金の額となります。

▶ ケース2 **B**の方が高い



→ **B**が遺族厚生年金の額となります。

公立学校共済組合における個人情報の取り扱いについて

当共済組合が保有する年金受給者の皆さまの住所、氏名などの個人情報は、年金に関する事務手続きの他、次の目的のために使用しています。

- ・当共済組合が運営する宿泊施設や病院、その他の福利厚生事業のご案内
- ・「公立学校共済組合友の会」の会報誌『公立共済友の会だより』などの送付

当共済組合は『公立共済友の会だより』などの送付のため、年金受給者の方の住所・氏名などを「公立学校共済組合友の会」に提供しています。「公立学校共済組合友の会」については15ページをご覧ください。